

(別紙2)

現任研修受講年度のイメージ図

初任者研修 修了年度 <small>※この年度が常に基準となります</small>	現任研修		
	1回目	2回目	3回目
平成20年度	平成21～25年度	平成26～30年度	令和元年度～5年度
平成21年度	平成22～26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～ <u>6年度</u>
平成22年度	平成23～27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～7年度
平成23年度	平成24～28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～8年度
平成24年度	平成25～29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～9年度
平成25年度	平成26～30年度	令和元年度～5年度	令和6年度～10年度
平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～ <u>6年度</u>	令和7年度～11年度
平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～7年度	令和8年度～12年度
平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～8年度	令和9年度～13年度
平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～9年度	令和10年度～14年度
平成30年度	令和元年度～5年度	令和6年度～10年度	令和11年度～15年度
令和元年度 (平成31年度)	令和2年度～ <u>6年度</u>	令和7年度～11年度	令和12年度～16年度
令和2年度	※令和5年度～7年度	令和8年度～12年度	令和13年度～17年度
令和3年度	※令和6年度～8年度	令和9年度～13年度	令和14年度～18年度
令和4年度	※令和7年度～9年度	令和10年度～14年度	令和15年度～19年度
令和5年度	※令和8年度～10年度	令和11年度～15年度	令和16年度～20年度
令和6年度	※令和9年度～11年度	令和12年度～16年度	令和17年度～21年度



5年毎に1回
現任研修を受講



5年毎に1回
現任研修を受講



5年毎に1回
現任研修を受講

【注意】平成21年度、平成26年度又は令和元年度(平成31年度)に相談支援従事者初任者研修を修了された方のうち、定められた期間内に現任研修をまだ受講されていない方は、今回の現任研修を修了しなかった場合、令和6年度末で資格が失効しますので御注意ください。

※令和2年度の制度改正(別紙1参照)により、初回の現任研修受講時は以下の実務要件が必要となるため、1回目の受講期間を短く表記しています。

要件: 初任者研修修了後、本研修受講開始日前(6/23)までの過去5年間に、指定相談支援事業所等において通算2年以上の相談支援の実務経験がある